

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## 目次

- ◇規則 陸運事務所組織規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県陸運事務所長専決規程
- ◇告示 建築代理業者の登録  
昭和二十七年第二回理容師、美容師試験実施
- ◇雜報 食糧事務所出張所々在地の変更
- ◇正誤 昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十八号中訂正

## 規則

陸運事務所組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十月二十四日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県規則第八十三号

陸運事務所組織規程の一部を改正する規則  
 陸運事務所組織規程（昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二條中「登録機材課」を「登録資材課」に改める。  
 第五條中「登録機材課」を「登録資材課」に改め、第四号から第六号まで及び第八号を削り、第三号の次に次の一号を加え 第七号を第六号とする。

- 四 道路運送事業抵当権の登録に関する事
- 五 自動車用石油製品需給動態統計監査に関する事

附 則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

## 訓令

### 鳥取県訓令第二十三号

庁中一般  
陸運事務所長

鳥取県陸運事務所長専決規程を次のように定める。

昭和二十七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県陸運事務所長専決規程

第一条 鳥取県陸運事務所長（以下「所長」という。）の事務専決については、この規程の定めるところによる。

第二条 所長の専決事項は次のとおりとする。但し、異例若しくは疑義にわたり又は重要と認められる事項はこの限りでない。

- 一 所員の服務に関すること
- 二 普通、小型及び特殊自動車等の諸報告に関すること
- 三 貨物軽車輛運送並びにこれに附随する諸報告及び届に関すること
- 四 自家用自動車の使用及び余剩輸送に関すること
- 五 運輸協定に関すること
- 六 自動車運送事業計画の変更に関すること

- 七 事業用及び自家用自動車の貸渡許可に関すること
- 八 事業休止の許可に関すること
- 九 事業区域外の運送の許可に関すること
- 十 道路運送部門諸資材の配給及び監査に関すること
- 十一 整備工場及び軽車輛工場の監査指導に関すること
- 十二 労務加配米及び労働物資の配給に関すること
- 十三 自動車の登録、検査、及び使用所有等の申請、届及び願に関すること
- 十四 道路交通事業抵当権の登録に関すること
- 十五 自動車用石油製品需給動態の統計監査に関すること

第三条 専決した事項の中、特に参考となるものは、そのつ、度知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。
- 2 鳥取県商工資材事務所長及び鳥取県陸運事務所長専

決処理規程（昭和二十五年三月鳥取県訓令甲第四号）は、廃止する。

### 告 示

鳥取県告示第四百九十六号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年十月十九日登録した。

昭和二十七年十月二十四日

鳥取県和事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	本 現 住 籍 所	氏 名	業務管理者
------	-------	-----------	-----	-------

二六三	二七、一	岡山県御津郡横井村中原八五四	同 右	富山方志 二級建築士 灘波一平
二六四	〇、一九	鳥取市東町四一六 東京都新宿区東大久保二丁目二七七	同 右	一級建築士 一級建築士 岡田 泰 岡田 泰

鳥取県告示第四百九十七号

昭和二十七年第二回理容師美容師試験を次のとおり実施する。

施す。

昭和二十七年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種 別	日 時	場 所
理容師学	昭和二十七年十一月十六日 自 九時 至 十七時	鳥取西高等学校
美容師実地試験	昭和二十七年十一月二十四日 自 九時 至 十七時	鳥取図書館講堂
美容師実地試験	昭和二十七年十一月二十四日 自 九時 至 十七時	鳥取県会議事堂第二会議室
美容師実地試験	昭和二十七年十一月二十五日 自 九時 至 十七時	同 右

理容師美容師法施行細則第二十條に規定する願書は昭和二十七年十一月十日までに所轄保健所経由知事に提出し、試験当日は午前八時三十分までに受験用具を携行し試験場に出席して下さい。

### 雑 報

昭和二十七年十月二十四日

鳥取食糧事務所長 西山 義雄

出張所々在地変更について

鳥取食糧事務所浜村支所豊実出張所の所在地を昭和二十七年十月一日から次のように変更した。

記

事務所々在地 旧鳥取県高郡豊実村大字大桶五二四

番地の一

新鳥取県高郡豊実村大字宮谷三八九番地の一

正 誤

昭和二十七年十月十日鳥取県告示第四百七十八号中誤植があるので次のように訂正する。

頁行 誤 正

- 一 一 (昭和二十六年法律 第三百四十九号) (昭和二十六年法律 第二百四十九号)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥 取 県

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市

鳥 取 市